

○ 投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 吸収合併対価 吸収合併に際して吸収合併存続法人が吸収合併消滅法人（法第百四十七条第一項第一号に規定する吸収合併消滅法人をいう。以下同じ。）の投資主に対して交付する投資口又は金銭をいう。</p> <p>四 (略)</p> <p>四の二 吸収合併対価簿価 吸収合併対価である金銭の額をいう。</p> <p>五・六 (略)</p> <p>七 新設合併対価 新設合併に際して新設合併設立法人が新設合併消滅法人（法第百四十八条第一項第一号に規定する新設合併消滅法人をいう。以下同じ。）の投資主に対して交付する投資口又は金銭をいう。</p> <p>八〜十五 (略)</p> <p>(共通支配下関係にある場合におけるのれんの計上)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 吸収合併対価 吸収合併に際して吸収合併存続法人が吸収合併消滅法人（法第百四十七条第一項第一号に規定する吸収合併消滅法人をいう。以下同じ。）の投資主に対して交付する投資口をいう。</p> <p>四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>五・六 (略)</p> <p>七 新設合併対価 新設合併に際して新設合併設立法人が新設合併消滅法人（法第百四十八条第一項第一号に規定する新設合併消滅法人をいう。以下同じ。）の投資主に対して交付する投資口をいう。</p> <p>八〜十五 (略)</p>

第十條の二 吸収合併消滅法人と吸収合併存続法人が共通支配下関係

(新設)

にあるものとして計算すべき場合(次条第一項に規定する場合及び第二十三條の規定を適用する場合を除く。)において、次の各号に掲げるときは、吸収合併存続法人は、吸収合併に際して、当該各号に定めるのれんを計上することができる。ただし、吸収合併対価の一部が吸収合併存続法人の投資口である場合には、第一号に定めるのれんは、吸収合併対価簿価を超えて計上することはできない。

一 イに掲げる額がロに掲げる額未満である場合(吸収合併対価の全部が吸収合併存続法人の投資口である場合を除く。) その差額に対応する部分についての資産としてののれん

イ (1)に掲げる額から(2)に掲げる額を減じて得た額

(1) 吸収合併簿価投資主資本額

(2) 吸収合併の直前に吸収合併存続法人が有する吸収合併消滅法人の投資口の帳簿価額

ロ 吸収合併対価簿価

二 前号イに掲げる額が同号ロに掲げる額以上である場合(吸収合併対価の全部又は一部が吸収合併存続法人の投資口である場合を除く。) その差額に対応する部分についての負債としてののれん

2 前項の場合には、同項の規定により計上するのれんの額は、吸収合併簿価投資主資本額には、算入しない。

(子法人と合併をする場合におけるのれん等の計上)

(子法人と合併をする場合におけるのれん等の計上)

第十一条 (略)

2 第十条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、前項に規定する場合(当該吸収合併存続法人の親法人その他の当該吸収合併存続法人を支配する者が存する場合を除く。)において、少数投資主が有する吸収合併消滅法人の投資口に対応する部分について計上するのれんについて準用する。

3 前条(第一項第一号イ(2)に係る部分を除く。)の規定は、第一項に規定する場合(当該吸収合併存続法人の親法人その他の当該吸収合併存続法人を支配する者が存する場合に限る。)において、少数投資主が有する吸収合併消滅法人の投資口に対応する部分について計上するのれんについて準用する。この場合において、同条第一項中「吸収合併対価簿価」とあるのは「吸収合併対価簿価(少数投資主に交付する吸収合併対価に相当する部分に限る。)」と、同項第一号イ(1)中「吸収合併簿価投資主資本額」とあるのは「吸収合併簿価投資主資本額(少数投資主が有する吸収合併消滅法人の投資口に対応する部分に限る。)」と読み替えるものとする。

4 前条(第一項第一号イ(2)に係る部分を除く。)の規定は、第一項に規定する場合において、中間子法人等が有する吸収合併消滅法人の投資口に対応する部分について計上するのれんについて準用する。この場合において、同条第一項中「吸収合併対価簿価」とあるのは「吸収合併対価簿価(中間子法人等に交付する吸収合併対価に相当する部分に限る。)」と、同項第一号イ(1)中「吸収合併簿価投資主資本額」とあるのは「吸収合併簿価投資主資本額(中間子法人等

第十一条 (略)

2 前条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、前項に規定する場合(当該吸収合併存続法人の親法人その他の当該吸収合併存続法人を支配する者が存する場合を除く。)において、少数投資主が有する吸収合併消滅法人の投資口に対応する部分について計上するのれんについて準用する。

(新設)

(新設)

が有する吸収合併消滅法人の投資口に対応する部分に限る。」と読み替えるものとする。

5| (略)

(のれんの計上の禁止)

第十二条 吸収合併対象財産に吸収合併消滅法人における吸収合併の直前の帳簿価額を付すべき場合には、吸収合併存続法人は、吸収合併に際して、のれんを計上することができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 前二条の規定によりのれんを計上することができる場合
- 二・三 (略)

(吸収合併存続法人の投資主資本)

第二十二条 吸収合併対価の全部又は一部が吸収合併存続法人の投資口である場合(次条の規定を適用する場合を除く。)には、吸収合併存続法人の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

一〜四 (略)

2 前項に規定する「吸収合併投資主資本変動額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- 一 吸収合併対象財産の全部の取得原価を吸収合併対価の時価その他当該吸収合併対象財産の時価を適切に算定する方法をもって測定することとすべき場合 吸収合併対価時価(吸収合併存続法人の投資口に係るものに限る。)

3| (略)

(のれんの計上の禁止)

第十二条 吸収合併対象財産に吸収合併消滅法人における吸収合併の直前の帳簿価額を付すべき場合には、吸収合併存続法人は、吸収合併に際して、のれんを計上することができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 前条の規定によりのれんを計上することができる場合
- 二・三 (略)

(吸収合併存続法人の投資主資本)

第二十二条 次条の規定を適用する場合を除き、吸収合併存続法人の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

一〜四 (略)

2 前項に規定する「吸収合併投資主資本変動額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- 一 吸収合併対象財産の全部の取得原価を吸収合併対価の時価その他当該吸収合併対象財産の時価を適切に算定する方法をもって測定することとすべき場合 吸収合併対価時価

二 吸収合併消滅法人と吸収合併存続法人が共通支配下関係にあるものとして計算すべき場合（次号及び第四号に掲げる場合を除く。）
イに掲げる額からロ及びハに掲げる額を減じて得た額
イ・ロ（略）

ハ 吸収合併対価簿価

三 吸収合併消滅法人が吸収合併存続法人の子法人であるものとして計算すべき場合（当該吸収合併存続法人の親法人その他の当該吸収合併存続法人を支配する者が存しない場合に限る。）
イ及びロに掲げる額の合計額

イ（略）

ロ 吸収合併簿価投資主資本額（中間子法人等が有する吸収合併消滅法人の投資口に対応する部分に限る。）から中間子法人等に交付する吸収合併対価簿価を減じて得た額

四 吸収合併消滅法人が吸収合併存続法人の子法人であるものとして計算すべき場合（当該吸収合併存続法人の親法人その他の当該吸収合併存続法人を支配する者が存しない場合を除く。）
吸収合併簿価投資主資本額（少数投資主及び中間子法人等が有する吸収合併消滅法人の投資口に対応する部分に限る。）から吸収合併対価簿価を減じて得た額

五（略）

二 吸収合併消滅法人と吸収合併存続法人が共通支配下関係にあるものとして計算すべき場合（次号及び第四号に掲げる場合を除く。）
イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額
イ・ロ（略）

（新設）

三 吸収合併消滅法人が吸収合併存続法人の子法人であるものとして計算すべき場合（当該吸収合併存続法人の親法人その他の当該吸収合併存続法人を支配する者が存しない場合に限る。）
イ及びロに掲げる額の合計額

イ（略）

ロ 吸収合併簿価投資主資本額（中間子法人等が有する吸収合併消滅法人の投資口に対応する部分に限る。）

四 吸収合併消滅法人が吸収合併存続法人の子法人であるものとして計算すべき場合（当該吸収合併存続法人の親法人その他の当該吸収合併存続法人を支配する者が存しない場合を除く。）
吸収合併簿価投資主資本額（少数投資主及び中間子法人等が有する吸収合併消滅法人の投資口に対応する部分に限る。）

五（略）